

＜事前登録型株式等貸借取引に関する留意事項＞

野村証券株式会社

事前登録型株式等貸借取引を開始するに当たっては、本留意事項及び「事前登録型株式等貸借取引に関する基本契約書」により、取引の仕組み及びリスクを十分にご理解いただいておりますようお願い致します。

1. 基本的仕組みに関する事項

(1) 取引の概略

事前登録型株式等貸借取引に関する基本契約を締結し、お客様が野村証券への貸出しを許諾する株式等の範囲（銘柄、数量及びコース）を選択し「貸出登録」します（これを「事前登録」といいます）。野村証券がその範囲内において、無担保で株式等の借入れを行います。

(2) 取引コース

① 登録コース

「登録料優遇コース」・「優待受取コース」のいずれかを選択していただきます。

項目	登録料優遇コース		優待受取コース（注）
	野村証券が借入れた期間内に 決算日等がある場合	左記以外	
配当金	配当金相当額（税引前100%）を 野村証券がお支払い致します	発行会社から支払われます	
株主優待	受取ることができません	受取ることができます	
議決権	権利がありません	権利があります	
貸借期間	特に定めません (事前登録の範囲内で野村証券が借入れを行います)	決算日（権利確定日）の 前営業日まで	
登録料	年率 0.03%*	年率 0.02%*	
貸借料	なし（野村証券が借入れても登録料のみ支払われます）		

※市場需要その他の事情により、登録料を変更する場合があります。

(注) 「優待受取コース」に関する注意事項

A. 継続保有にともなう長期保有特典等の株主優待を実施している銘柄についての注意事項

- 株主優待には、決算日（権利確定日）における株式保有以外の条件を付したものとあります。

例えば、継続保有にともなう長期保有特典などを実施している銘柄の場合、株主名簿に同一株主番号による記載の継続性が一定期間必要である、臨時株主総会など決算日以外の日に株主を確定し、その株主名簿に基づくデータを長期保有の株主条件とする等、決算日（権利確定日）における株式保有以外の条件を付したものとあり、発行会社によって継続保有の定義（条件）が異なる場合があります。

- 「優待受取コース」では、決算日（権利確定日）までに株式をお客様に返還致しますが、事前登録型株式等貸借取引での貸出期間中は株式の名義・所有権が野村証券に移転しております。そのため、上記の例にあるような決算日（権利確定日）における株式保有以外の条件がある株主優待については、お客様が継続保有しているとはみなされない結果、それらの保有期間に

じた株主優待を受けられない可能性がございます。

従いまして、そのような条件が付された株主優待の受取りをご希望の場合には、必ずお客様ご自身で付随条件の有無や各発行会社の株主優待内容や必要株数をご確認のうえ、上記の注意事項を十分ご理解いただきながら、貸出登録（貸出許諾）するかどうかのご判断や、返却や登録解除の指示をお客様ご自身の責任において行っていただきますようお願い致します。

B. 株主権利確定日等の情報ソースについての注意事項

「優待受取コース」では、東洋経済新報社から提供を受けた「株主優待情報」及び証券保管振替機構から配信される「総株主通知日程案内」に基づき、権利確定日を含む一定期間について株式をお客様へ返還することで株主優待等の権利をお客様が取得できるように補助致します。

ただし、「株主優待情報」は原則として四半期に1回の更新であるため、更新日から次回更新日までの内容変更や権利確定日が明示されない銘柄（随時、不定期等）については本コースのサービス対象外となります。

また、「総株主通知日程案内」は権利確定日の前営業日から起算して5営業日前に配信されるものとされていますが、5営業日前の本案内に含まれない銘柄については本コースのサービス対象外となりますので、あらかじめご了承ください（発行会社による証券保管振替機構への手続懈怠等により議決権を行使できない場合があります）。

② 「プレミアム得とくコース」

「登録料優遇コース」「優待受取コース」に登録中の株式等のうち、野村証券が「プレミアム得とくコース」の対象として指定する株式等にお申込ができます（詳細は「(3) 取引の対象となる有価証券」にてご確認ください）。

項目	プレミアム得とくコース
配当金	配当金相当額（税引前100%）を野村証券がお支払い致します
株主優待	受取ることができません
議決権	権利がありません
貸借料	野村証券が提示する条件の貸借料（登録料にかえて貸借料を受取ることができます）
貸借期間	野村証券が定める貸借終了日まで（返却や売却はできません）

(3) 取引の対象となる有価証券

「登録料優遇コース」及び「優待受取コース」の対象となる有価証券は、株式、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券（ただし、いずれも国内の金融商品取引所に上場するものに限る、野村ホールディングス株式会社が発行するものを除きます）で、お客様が野村証券に設定した口座で管理されているものです（ローンや信用取引等の担保に入っている有価証券、NISA口座で保有いただいているもの等、一部対象外となるものがあります）。

「プレミアム得とくコース」の対象となる有価証券は、お客様が野村証券に「登録料優遇コース」または「優待受取コース」により事前登録を行っているもののうち、野村証券がオンラインサービス等で指定するものに対しお客様が事前登録のお申込を行い、野村証券が行った抽選に当選したものです（他のお客様の事前登録のお申込状況等により、本コースへの事前登録ができない場合があります）。

(4) お客様による株式等の売却・引出の可否

①「登録料優遇コース」及び「優待受取コース」について

原則として、いつでも事前登録を終了させ、売却・引出等を行うことができます。野村証券が借入れている株式等につきましても、オンラインサービスでの売却が可能です。その際には返却申込をしていただき、その後登録を解除してください。登録をしたままでは売却できません。

②「プレミアム得とくコース」について

貸借終了日が到来するまでは、事前登録を終了させ、売却・引出等を行うことができません。また、いったん「プレミアム得とくコース」により貸出された株式等について事前登録を取消すこともできません。ただし、「プレミアム得とくコース」により貸出された株式等に新株予約権が付与される場合等は、貸借終了日を繰上げる場合があります。なお、貸借終了日が到来した場合（貸借終了日を繰上げた場合を含みます）、お客様から別段の指示がない限り、貸借終了日より借入れ前の登録コースにて取扱われます。従いまして、「プレミアム得とくコース」により貸出された株式等を、貸借終了日以降も引き続き野村証券が借入れる場合は、借入れ前の登録コースにて野村証券が借入れているものとして取扱われます。

(5) 登録料・貸借料のお支払い

事前登録の対価として登録料をお支払いするものとし、当該株式等の時価評価額に登録料率を日割で乗じ、1ヶ月間の合計金額を翌月10日（当日が営業日でない場合は直前の営業日）に、お客様が野村証券に設定した口座に入金します。野村証券は事前登録の範囲内で借入れを行うことができ、他方、借入れを行わなかった場合や早期に返還を行った場合でも、登録料の返還を求めることはありません。また、「プレミアム得とくコース」に事前登録を行った株式等を野村証券が借入れた場合は、登録料にかえて貸借料をお支払いするものとし、なお、貸借料は、当該株式等の時価評価額に貸借料率（オンラインサービスの「プレミアムコース申込」画面に表示している料率）を日割で乗じ、1ヶ月間の合計金額を翌月10日（当日が営業日でない場合には直前の営業日）に、お客様が野村証券に設定した口座に入金します。

(6) 契約形態等

民法第587条による消費貸借に類する取引（借入れたものと同種・同等・同量のものを返還する条件による貸借取引）が行われることとなります。個別の取引に共通する事項を定める契約（内容は「事前登録型株式等貸借取引に関する基本契約書」に記載）を締結し、野村証券の担当者またはオンラインサービスを通じて事前登録をされますと、登録料・貸借料の算出、お支払いが始まります。

(7) 取引内容の報告・確認

事前登録を受けて野村証券が借入れや返還を行った場合は、個別の取引ごとに、その明細を記した書面をお届けします。また、お客様が行っている事前登録の内容や、野村証券が事前登録に基づいて行っている借入れの状況は、野村証券の担当者またはオンラインサービスを通じて確認することができます。

(8) インサイダー取引規制

お客様が事前登録を行うこと、事前登録に基づいて株式等が野村証券によって借入れ・返還されること、野村証券が借入れた株式等を売却・転貸等することは、いずれもお客様による株式等の売買等には該当せず、お客様にとってインサイダー取引規制の対象となることはありません。

(9) 大量保有報告に係る変更報告書

株式等保有割合5%超の株主など大量保有報告義務のある方は、野村証券に発行済み株式総数の1%以上の株式を貸出す場合には、法令上、お客様の責任において、貸出日から5営業日以内に大量保有報告書に係る変更報告書を提出する必要があります。野村証券が株式を借入れ

てから株式借入情報を書面でご提供するまで数日を要しますので、大量保有報告書に係る変更報告書の提出に支障が生じるおそれがございますのでご注意ください。

2. 株主の権利義務に関する事項

事前登録を受けて野村証券が借入れを行っている間は、株主権等はお客様の手を離れることとなります。借入れを行っている間に、その株式等について権利を享受する者を確定する日が到来したときは、次の調整を行う他は、株主優待物、新株予約権等の権利が付与される場合でも、調整は行われません。

- ① 配当金または分配金が付与されるときは、野村証券がその金額をお支払いし、その明細を記載した書面をお届けします。
- ② 株式分割、株式併合等があったときは、効力発生日以降、これらに応じて変更された数量の借入れを行っているものとして取扱います。ただし、1株未満の数値を生じるときは、これについて、その時点の時価評価額をお支払いするものとします。

3. リスクに関する事項

(1) 野村証券の破綻に係るリスク

野村証券が無担保で株式等の借入れを行うこととなりますので、野村証券が破綻した場合には、お客様が貸出している株式等の返還、登録料・貸借料や配当金相当額の支払いを受けられなくなる可能性があります。なお、野村証券は借入れた株式等を転貸することがありますが、転貸取引の管理については野村証券が全責任を負いますので、野村証券が破綻しない限り、お客様に影響が及ぶことはありません。

(2) 野村証券の株式等貸借取引からの撤退の可能性

野村証券が株式等貸借取引に係る業務を取止める場合には、お客様からいただいた事前登録を終了させていただき、借入れている株式等の返還、登録料・貸借料の精算等を行います。

(3) 一時的な登録制限の可能性

野村証券は、市場需要その他の事情により、一時的に登録の制限を行う場合があります。

(4) 野村証券の直近1年間の四半期ごとの経営状況と財務状況、自己資本比率等、野村ホールディングス株式会社のホームページ上の情報をご覧ください。

4. 税制等の取扱いに関する事項

(1) 個人のお客様

お受取りになる配当金相当額及び登録料・貸借料は「雑所得」になります。申告漏れのないようお願い致します。

(2) 法人のお客様

配当金相当額は、益金不算入の対象となる受取配当金等には該当しません。その他、会計・税務処理につきましては、会計士または税理士とご相談ください。

本資料は、取引の参考となる情報の提供を目的としたもので、勧誘を目的として作成したものではありません。本取引の契約締結にかかる最終決定は、ご自身のご判断で行ってください。この資料は、いかなる目的であれ、無断で複製または転送できません。